

栗東市国民保護計画修正案
新旧対照表

番号	改定前	頁	改定後	修正の理由
1	<u>障害者</u> <u>(災害時) 要援護者</u> <u>かんがみ</u>	共通	<u>障がい者</u> <u>要配慮者</u> <u>鑑み</u>	字句の修正
2	第1編 総論 第1章 栗東市の責務、計画の位置づけ、構成等 1. 栗東市の責務及び栗東市国民保護計画の位置づけ (1) 栗東市の責務 <p>栗東市（栗東市長及びその他の執行機関をいう。以下同じ。）は、武力攻撃事態等において、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（以下「国民保護法」という。）その他の法令、国民の保護に関する基本指針（平成17年3月閣議決定。以下「基本指針」という。）及び滋賀県の国民の保護に関する計画（以下「滋賀県国民保護計画」という。）を踏まえ、栗東市の国民の保護に関する計画（以下「栗東市国民保護計画」という。）に基づき、国民の協力を得つつ、他の機関と連携協力し、自ら国民の保護のための措置（以下「国民保護措置」という。）を的確かつ迅速に実施し、その区域において関係機関が実施する国民保護措置を総合的に推進する。</p> <p>なお、栗東市国民保護計画における消防業務は、<u>消防を共同処理する湖南広域消防局</u>（以下「広域消防」という。）の業務として定めるものとする。</p>	1	第1編 総論 第1章 栗東市の責務、計画の位置づけ、構成等 1. 栗東市の責務及び栗東市国民保護計画の位置づけ (1) 栗東市の責務 <p>栗東市（栗東市長及びその他の執行機関をいう。以下同じ。）は、武力攻撃事態等において、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律(平成16年法律112号。以下「国民保護法」という。)その他の法令、国民の保護に関する基本指針（平成17年3月閣議決定。以下「基本指針」という。）及び滋賀県の国民の保護に関する計画（以下「滋賀県国民保護計画」という。）を踏まえ、栗東市の国民の保護に関する計画（以下「栗東市国民保護計画」という。）に基づき、国民の協力を得つつ、他の機関と連携協力し、自ら国民の保護のための措置（以下「国民保護措置」という。）を的確かつ迅速に実施し、その区域において関係機関が実施する国民保護措置を総合的に推進する。</p> <p>なお、栗東市国民保護計画における消防業務は、湖南広域消防局（以下「広域消防」という。）の業務として定めるものとする。</p>	説明の追加 担当課意見
3	第2章 国民保護措置に関する基本方針 (5) 国民の協力 <p>栗東市は、国民保護法の規定により国民保護措置の実施のため必要があると認めるときは、<u>国民</u>に対し、必要な援助について協力を要請する。この場合において、<u>国民</u>は、</p>	4	第2章 国民保護措置に関する基本方針 (5) 市民の協力 <p>栗東市は、国民保護法の規定により国民保護措置の実施のため必要があると認めるときは、<u>市民</u>に対し、必要な援助について協力を要請する。この場合において、<u>市民</u>は、その自</p>	担当課意見

栗東市国民保護計画修正案
新旧対照表

番号	改定前	頁	改定後	修正の理由
	その自発的な意思により、必要な協力をするよう努めるものとする。		発的な意思により、必要な協力をするよう努めるものとする。	
4	第3章 関係機関の事務又は業務の大綱等 図 国民の保護に関する措置の仕組み ※防災行政無線、公共ネットワーク、衛星通信等を活用するとともに、情報伝達システムの改善に向けた検討、整備に努める	6	第3章 関係機関の事務又は業務の大綱等 図 国民の保護に関する措置の仕組み ※緊急情報ネットワークシステム(Em-Net)、全国瞬時警報システム(J-ALERT)、防災行政無線、公共ネットワーク、衛星通信等を活用するとともに、情報伝達システムの改善に向けた検討、整備に努める	説明の追加
5	(1) 関係機関の事務又は業務の大綱 表一 県、栗東市、指定地方行政機関並びに指定公共機関及び指定地方公共機関の事務等（表中） <u>郵便事業者株式会社</u>	9	(1) 関係機関の事務又は業務の大綱 表一 県、栗東市、指定地方行政機関並びに指定公共機関及び指定地方公共機関の事務等（表中） <u>郵便事業者</u>	組織名の変更
6	第4章 栗東市の地理的、社会的特徴 2. 社会的特徴 (1) 人口分布 栗東市の総人口は、昭和35年以降、年々増加傾向を辿り、現在約4倍増の6万人程度となった。なお、世帯数は同比較で約7倍増の2万世帯程度となった。 <u>平成17年国勢調査では、平成12年国勢調査</u> からの人口増加率は、県下で最も高い値(9.1%)を示した。 また、65歳以上の全体人口に対する比率は <u>12.2%</u> （平成17年国勢調査）であり、近年増加傾向が顕著になり始めている。ただし、滋賀県全体では、 <u>18.1%</u> （平成17年国勢調査）であり、県下でも少ない水準にある。一方、14歳以下の若年層は全体人口に対する比率は <u>19.0%</u> （平成17年国勢調査）で県下でも高い値を示している。 栗東市における昼間人口比率は <u>106.5%</u> （平成17年国勢調	11	第4章 栗東市の地理的、社会的特徴 2. 社会的特徴 (1) 人口分布 栗東市の総人口は、昭和35年以降、年々増加傾向を辿り、現在 <u>4.7倍増の66,749人</u> （平成27年国勢調査）となった。なお、世帯数は同比較で約 <u>9倍増の2万5千世帯</u> 程度となった。 <u>平成17年から5年間の人口増加率は6.3%、平成22年から</u> の人口増加率は4.9%、といずれも高い値を示した。 また、65歳以上の全体人口に対する比率は <u>17.6%</u> （平成27年国勢調査）であり、近年増加傾向が顕著である。ただし、滋賀県全体では、 <u>23.9%</u> （平成27年国勢調査）であり、県下でも少ない水準にある。一方、14歳以下の若年層は全体人口に対する比率は <u>18.4%</u> （平成27年国勢調査）で県下でも高い値を示している。 栗東市における昼間人口比率は <u>98.3%</u> （平成27年国勢調	データの経年変化修正

栗東市国民保護計画修正案
新旧対照表

番号	改定前	頁	改定後	修正の理由
	調査) で通勤・通学による人口の流出、流入動向は、 <u>流入</u> 人口が <u>流出</u> 人口を上回っている。		調査) で通勤・通学による人口の流出、流入動向は、 <u>流出</u> 人口が <u>流入</u> 人口を上回っている。	
7	<p>(2) 交通網</p> <p>道路については、名神高速道路(74,541台)、国道1号(50,938台)、国道8号(31,933台)等の交通量の多い道路が市内を通っている他、名神高速道路には栗東インターチェンジが設けられ、国道8号は国道1号との分岐点になっている(以上、カッコ内は平成17年度<u>道路交通センサス</u>による市内調査地点の24時間自動車類交通量)。また、平成20年2月には新名神高速道路が開通し、本市を通過している。</p> <p>鉄道については、JR東海道新幹線が市内を通っている他、JR東海道本線、JR草津線が市内を通っており、それぞれ栗東駅(11,503人)、手原駅(2,571人)が市内に存在する(以上、カッコ内は一日平均旅客乗車人員。資料:「滋賀県統計書」平成20年度版)。</p>	11	<p>(2) 交通網</p> <p>道路については、名神高速道路(64,560台)、国道1号(41,635台)、国道8号(22,219台)、新名神高速道路(51,270台)等の交通量の多い道路が市内を通っている他、名神高速道路には栗東インターチェンジが設けられ、国道8号は国道1号との分岐点になっている(以上、カッコ内は平成27年度<u>全国道路・街路交通情勢調査</u>の24時間自動車類交通量)。</p> <p>鉄道については、JR東海道新幹線が市内を通っている他、JR東海道本線、JR草津線が市内を通っており、それぞれ栗東駅(12,037人)、手原駅(3,046人)が市内に存在する(以上、カッコ内は一日平均旅客乗車人員。資料:「栗東市統計書」平成30年度版)。</p>	データの経年変化修正
8	<p>(3) その他</p> <p>栗東市域は、(1)人口分布で示したとおり、<u>流出</u>人口よりも<u>流入</u>人口の方が多いこと、並びに、(2)交通網等で示したとおり、幹線交通を担う道路が集中しているため流通の便がよいこと、工業団地を有していること等から、事業所が多いことが栗東市の特徴といえる。また資料編に示す図(規模別事業所数の割合)に示すとおり、全県域と比較して規模の大きい事業所の比率が高くなっている。</p> <p>またライフラインとしては、上水道が普及率99.9%、下水道が普及率97.3%となっている。(以上、平成20年度末現在、栗東市統計書。)このうち上水道については、市内に4ヶ所の水源があり、必要な水量の約70%を賄っている(残りは滋賀県企業庁より受水)。</p>	11	<p>(3) その他</p> <p>栗東市域は、(2)交通網等で示したとおり、幹線交通を担う道路が集中しているため流通の便がよいこと、工業団地を有していること等から、事業所が多いことが栗東市の特徴といえる。また資料編に示す図(規模別事業所数の割合)に示すとおり、全県域と比較して規模の大きい事業所の比率が高くなっている。</p> <p>またライフラインとしては、上水道が普及率99.9%、下水道が普及率99.1%となっている。(以上、平成30年度末現在、栗東市統計書。)このうち上水道については、市内に4ヶ所の水源があり、必要な水量の約60%を賄っている(残りは滋賀県企業庁より受水)。</p>	データの経年変化修正

栗東市国民保護計画修正案
新旧対照表

番号	改定前	頁	改定後	修正の理由
	<p>【栗東市において国民保護措置を実施する上での課題】</p> <p>本章において記述した栗東市の地理的及び社会的特徴を踏まえ、栗東市において国民保護措置を実施する上での課題を以下に整理する。</p> <p>② 比較的大きい事業所が多くの人口が多いことから、避難誘導等に留意する必要がある。</p>		<p>【栗東市において国民保護措置を実施する上での課題】</p> <p>本章において記述した栗東市の地理的及び社会的特徴を踏まえ、栗東市において国民保護措置を実施する上での課題を以下に整理する。</p> <p>② 比較的大きい事業所が多いことから、避難誘導等に留意する必要がある。</p>	
9	<p>第5章 栗東市国民保護計画が対象とする事態</p> <p>1. 武力攻撃事態</p> <p>(2) N B C攻撃の場合の対応</p> <p>① 核兵器等</p> <p>(追加)</p>	15	<p>第5章 栗東市国民保護計画が対象とする事態</p> <p>1. 武力攻撃事態</p> <p>(2) N B C攻撃の場合の対応</p> <p>① 核兵器等</p> <p><u>エ 核攻撃等においては、避難住民等（運送に使用する車両及びその乗務員を含む。）のスクリーニング及び除染その他放射性物質による汚染の拡大を防止するため必要な措置を講じる必要がある。</u></p>	県計画との整合
10	<p>第2編 平素からの備えや予防</p> <p>第1章 組織・体制の整備等</p> <p>第1 東市等における組織・体制の整備</p> <p>2. 栗東市職員の参集基準等</p> <p>(4) 幹部職員等への連絡手段の確保</p> <p>栗東市の幹部職員及び国民保護担当職員は、常時、参集時の連絡手段として、携帯電話、<u>衛星電話</u>等を携行し、電話・メール等による連絡手段を確保する。</p>	20	<p>第2編 平素からの備えや予防</p> <p>第1章 組織・体制の整備等</p> <p>第1 東市等における組織・体制の整備</p> <p>2. 栗東市職員の参集基準等</p> <p>(4) 幹部職員等への連絡手段の確保</p> <p>栗東市の幹部職員及び国民保護担当職員は、常時、参集時の連絡手段として、携帯電話等を携行し、電話・メール等による連絡手段を確保する。</p>	担当課意見
11	<p>3. 消防機関の体制</p> <p>(2) 消防団の充実・活性化の推進等</p> <p>また、栗東市は、広域消防及び県と連携し、消防団に対する国民保護措置についての研修を実施するとともに、国民保護措置についての訓練に消防団を参加させるよう配慮する。</p>	22	<p>3. 消防機関の体制</p> <p>(2) 消防団の充実・活性化の推進等</p> <p>また、栗東市は、広域消防及び県と連携し、消防団に対する国民保護措置についての研修を実施するとともに、国民保護措置についての訓練に消防団を参加させるよう配慮する。</p> <p>消防団員は、栗東市消防団活動基準に基づき参集する。</p>	担当課意見

栗東市国民保護計画修正案
新旧対照表

番号	改定前	頁	改定後	修正の理由
	<u>さらに、栗東市は、広域消防における参考基準等を参考に、消防団員の参考基準を定める。</u>			
12	<p>第3 通信の確保</p> <p>(2) 非常通信体制の確保</p> <p>栗東市は、武力攻撃災害発生時においても情報の収集、提供を確実に行うため、情報伝達ルートの多ルート化や停電等に備えて非常用電源の確保を図る等、自然災害時における体制を活用し、情報収集、連絡体制の整備に努める。</p>	26	<p>第3 通信の確保</p> <p>(2) 非常通信体制の確保</p> <p>栗東市は、武力攻撃災害発生時においても情報の収集、提供を確実に行うため、情報伝達ルートの多ルート化や停電等に備えて非常用電源の確保を図る等、自然災害時における体制を活用し、情報収集、連絡体制の整備に努める。</p> <p><u>また、全国瞬時警報システム（J－ALERT）を活用した情報伝達体制の整備を図り、同報系防災行政無線や登録メールを活用し、住民への多様な伝達手段の確保に努める。</u></p>	県計画の変更及び担当課意見
13	<p>第4 情報収集・提供等の体制整備</p> <p>1. 基本的考え方</p> <p>表一 体制の整備に当たっての留意事項（表中）</p> <p>・被災現場の状況をヘリコプターテレビ電送システム等により収集し、県対策本部等に伝送する画像伝送無線システムの構築に努める。</p> <p>・国民に情報を提供するに当たっては、防災行政無線、広報車両等を活用するとともに、高齢者、障害者、外国人その他の情報の伝達に際し<u>援護を要する者</u>及びその他通常の手段では情報の入手が困難と考えられる者に対しても情報を伝達できるよう必要な検討を行い、体制の整備を図る。</p>	27	<p>第4 情報収集・提供等の体制整備</p> <p>1. 基本的考え方</p> <p>表一 体制の整備に当たっての留意事項（表中）</p> <p>（削除）</p> <p>・国民に情報を提供するに当たっては、防災行政無線、広報車両等を活用するとともに、高齢者、<u>障がい者</u>、外国人その他の情報の伝達に際し<u>配慮を要する者</u>及びその他通常の手段では情報の入手が困難と考えられる者に対しても情報を伝達できるよう必要な検討を行い、体制の整備を図る。</p>	<p>担当課意見</p> <p>字句の変更</p>
14	<p>2. 警報等の伝達に必要な準備</p> <p>(2) 防災行政無線の整備</p> <p>栗東市は、武力攻撃事態等における迅速な警報の内容の伝達等に必要となる同報系その他の防災行政無線の整備を図る。また、既に防災行政無線の整備を行っている栗東</p>	28	<p>2. 警報等の伝達に必要な準備</p> <p>(2) 防災行政無線の整備</p> <p>栗東市は、武力攻撃事態等における迅速な警報の内容の伝達等に必要となる同報系その他の防災行政無線の整備を図る。また、既に<u>同報系防災行政無線および全国瞬時警報システム</u>を活用し、住民への多様な伝達手段の確保に努める。</p>	担当課意見

栗東市国民保護計画修正案
新旧対照表

番号	改定前	頁	改定後	修正の理由
	市においては、 <u>全国瞬時警報システム（J-ALERT）の整備、デジタル化の推進や同報系無線の充実及び可聴範囲の拡大を図る。</u>		テム（J-ALERT）の運用をしている栗東市においては、 <u>同報系防災行政無線の充実及び可聴範囲の拡大を図る。</u>	
15	(3) 広域消防との連携	28	(3) 広域消防 <u>等</u> との連携	字句の修正
16	第5 研修及び訓練 2. 訓練 (1) 栗東市における訓練の実施 <p>訓練の実施に当たっては、具体的な事態を想定し、防災訓練におけるシナリオ作成等、既存のノウハウを活用するとともに、県警察、自衛隊等との連携を図る。</p>	31	第5 研修及び訓練 2. 訓練 (1) 栗東市における訓練の実施 <p>訓練の実施に当たっては、具体的な事態を想定し、防災訓練におけるシナリオ作成等、既存のノウハウを活用するとともに、県警察、自衛隊等との連携によるN B C攻撃等により発生する武力攻撃災害への対応訓練、広域にわたる避難訓練、地下への避難訓練等武力攻撃事態等に特有な訓練等について、人口密集地を含む様々な場所や想定で行うとともに、実際に資機材や様々な情報伝達手段を用いるなど実践的なものとするよう努める。</p>	県計画の変更
17	第2章 避難、救援及び武力攻撃災害への対処に関する平素からの備え 1. 避難に関する基本的事項 (4) 高齢者、障害者等災害時要援護者への配慮 <p>栗東市は、避難住民の誘導に当たっては、高齢者、<u>障害者</u>、乳幼児及び妊産婦等自ら避難することが困難な者の避難について、自然災害時への対応として作成している<u>避難支援プラン</u>を活用しつつ、<u>災害時要援護者</u>の避難対策を講じる。また、<u>日本語の不自由な外国人等</u>についても配慮する。 その際、避難誘導時において、災害・福祉関係部局を中心とした横断的な<u>災害時要援護者</u>支援の体制を設置するとともに、社会福祉協議会・民生委員・障害者団体・自治</p>	34	第2章 避難、救援及び武力攻撃災害への対処に関する平素からの備え 1. 避難に関する基本的事項 (4) 高齢者、 <u>障がい者</u> 等 <u>避難行動要支援者</u> への配慮 <p>栗東市は、避難住民の誘導に当たっては、高齢者、<u>障がい者</u>、乳幼児及び妊産婦等自ら避難することが困難な者の避難について、自然災害時への対応として作成している「市地域防災計画第2章第1節第5要配慮者の安全確保と支援体制の強化」を活用しつつ、<u>避難行動要支援者</u>の避難対策を講じる。また、<u>日本語の理解が困難な外国人等</u>についても配慮する。 その際、避難誘導時において、災害・福祉関係部局を中心とした横断的な<u>避難行動要支援者</u>支援の体制を設置すると</p>	用語の変更

栗東市国民保護計画修正案
新旧対照表

番号	改定前	頁	改定後	修正の理由
	会・自主防災組織等の活動に留意する。		ともに、社会福祉協議会・民生委員・ <u>障がい者団体</u> ・自治会・自主防災組織等の活動に留意する。	
18	<p><u>※【災害時要援護者の避難支援プランについて】</u></p> <p><u>武力攻撃やテロ発生時においても、避難誘導に当たっては、自然災害時と同様、・・・・(略)</u></p>	34	(削除)	「避難支援プランについて」の説明削除
19	<p>第4章 国民保護に関する啓発</p> <p>2. 武力攻撃事態等において住民がとるべき行動等に関する啓発</p> <p>また、栗東市は、弾道ミサイル攻撃の場合や地域においてテロが発生した場合等に住民がとるべき対処についても、国が作成する各種資料（内閣官房作成の「武力攻撃やテロなどから身を守るために」等）<u>を防災に関する行動マニュアル等と併せて活用しながら、住民に対し周知するよう努める。</u></p>	40	<p>第4章 国民保護に関する啓発</p> <p>2. 武力攻撃事態等において住民がとるべき行動等に関する啓発</p> <p>また、栗東市は、弾道ミサイル攻撃の場合や地域においてテロが発生した場合等に住民がとるべき対処についても、国（内閣官房、消防庁等）が作成する各種資料（内閣官房作成の「武力攻撃やテロなどから身を守るために」等）<u>を活用し、全国瞬時警報システム（J－ALERT）による情報伝達および弾道ミサイル落下時の行動について平素から周知するよう努める。</u></p>	県計画の変更
20	<p>第3編 武力攻撃事態等への対処</p> <p>第2章 栗東市対策本部の設置等</p> <p>1. 栗東市対策本部の設置</p> <p>(1) 栗東市対策本部の設置の手順</p> <p>④ 栗東市対策本部の開設</p> <p>栗東市対策本部担当者は、<u>栗東市庁舎2F会議室</u>に栗東市対策本部を開設するとともに、栗東市対策本部に必要な各種通信システムの起動、資機材の配置等必要な準備を開始する（特に、関係機関が相互に電話、FAX、電子メール等を用いることにより、通信手段の状態を確認）。</p>	46	<p>第3編 武力攻撃事態等への対処</p> <p>第2章 栗東市対策本部の設置等</p> <p>1. 栗東市対策本部の設置</p> <p>(1) 栗東市対策本部の設置の手順</p> <p>④ 栗東市対策本部の開設</p> <p>栗東市対策本部担当者は、<u>栗東市危機管理センター3階大研修室</u>に栗東市対策本部を開設するとともに、栗東市対策本部に必要な各種通信システムの起動、資機材の配置等必要な準備を開始する（特に、関係機関が相互に電話、FAX、電子メール等を用いることにより、通信手段の状態を確認）。</p>	担当課意見
21	<p>⑥ 本部代替機能の確保</p> <p>栗東市は、栗東市対策本部が被災した場合等、栗東市対</p>	46	<p>⑥ 本部代替機能の確保</p> <p>栗東市は、栗東市対策本部が被災した場合等、栗東市対策</p>	

栗東市国民保護計画修正案
新旧対照表

番号	改定前	頁	改定後	修正の理由
	<p>策本部を庁舎内に設置できない場合に備え、栗東市対策本部の予備施設として以下の施設を準備する。</p> <p>○第1順位：総合福祉保健センター(なごやかセンター) ○第2順位：栗東歴史民俗博物館</p> <p>なお、事態の状況に応じ、栗東市長の判断によりこの順位を変更することを妨げるものではない。</p>		<p>本部を危機管理センター内に設置できない場合に備え、地域防災計画に準じ栗東市対策本部の予備施設を準備する。</p>	担当課意見
22	<p>2. 通信の確保</p> <p>(1) 情報通信手段の確保</p> <p>栗東市は、携帯電話、衛星携帯電話、移動系栗東市防災行政無線等の移動系通信回線若しくは、インターネット、LGWAN（総合行政ネットワーク）、同報系無線、地域防災無線等の固定系通信回線の利用又は臨時回線の設定等により、栗東市対策本部と栗東市現地対策本部、現地調整所、要避難地域、避難先地域等との間で国民保護措置の実施に必要な情報通信手段を確保する。</p>	49	<p>2. 通信の確保</p> <p>(1) 情報通信手段の確保</p> <p>栗東市は、携帯電話、移動系防災行政無線等の移動系通信回線若しくは、インターネット、LGWAN（総合行政ネットワーク）、同報系防災行政無線等の固定系通信回線の利用又は臨時回線の設定等により、栗東市対策本部と栗東市現地対策本部、現地調整所、要避難地域、避難先地域等との間で国民保護措置の実施に必要な情報通信手段を確保する。</p>	担当課意見
23	<p>第4章 警報及び避難の指示等</p> <p>第1 警報の伝達等</p> <p>2. 警報の内容の伝達方法</p> <p>(2) 栗東市長は、広域消防と連携し、あるいは自治会及び自主防災組織等の自発的な協力を得ること等により、各世帯等に警報の内容を伝達することができるよう、既存の「防犯情報一斉<u>通報システム</u>」を活用する等、体制を整備する。</p>	56	<p>第4章 警報及び避難の指示等</p> <p>第1 警報の伝達等</p> <p>2. 警報の内容の伝達方法</p> <p>(2) 栗東市長は、広域消防と連携し、あるいは自治会及び自主防災組織等の自発的な協力を得ること等により、各世帯等に警報の内容を伝達することができるよう、既存の「<u>防災・防犯情報一斉メール</u>」を活用する等、体制を整備する。</p>	担当課意見
24	<p>(3) 警報の内容の伝達においては、特に、高齢者、<u>障害者</u>、外国人等に対する伝達に配慮するものとし、具体的には、<u>災害時要援護者</u>について、防災・福祉部局との連携の下で<u>避難支援プラン</u>を活用する等、<u>災害時要援護者</u>に迅速に正しい情報が伝達され、避難等に備え</p>	56	<p>(3) 警報の内容の伝達においては、特に、高齢者、<u>障がい者</u>、外国人等に対する伝達に配慮するものとし、具体的には、<u>避難行動要支援者</u>について、防災・福祉部局との連携の下で「<u>市地域防災計画第2章第1節第5要配慮者の安全確保と支援体制の強化</u>」を活用する等、<u>避難行動</u></p>	用語の変更

栗東市国民保護計画修正案
新旧対照表

番号	改定前	頁	改定後	修正の理由
	られるような体制の整備に努める。		<u>要支援者</u> に迅速に正しい情報が伝達され、避難等に備えられるような体制の整備に努める。	
25	第2 避難住民の誘導等 2. 避難実施要領の策定 (2) 避難実施要領作成の際の主な留意事項 表一 避難実施要領の項目と留意事項等 ⑦避難住民の避難誘導が迅速かつ円滑に行えるよう、関係市職員、 <u>消防職団員</u> の配置及び担当業務を明示するとともに、その連絡先等を記載する。	58	第2 避難住民の誘導等 2. 避難実施要領の策定 (2) 避難実施要領作成の際の主な留意事項 表一 避難実施要領の項目と留意事項等 ⑦避難住民の避難誘導が迅速かつ円滑に行えるよう、関係市職員、 <u>消防職員及び消防団員</u> （以下、 <u>消防職団員</u> という）の配置及び担当業務を明示するとともに、その連絡先等を記載する。	担当課意見
26	(3) 避難実施要領の策定の際ににおける考慮事項 ⑥ <u>要援護者</u> の避難方法の決定（ <u>避難支援プラン</u> 、災害時 <u>要援護者</u> 支援班の設置及び支援要員の確保）	59	(3) 避難実施要領の策定の際ににおける考慮事項 ⑥ <u>避難行動要支援者</u> の避難方法の決定（「 <u>市地域防災計画</u> 第2章第1節第5要配慮者の安全確保と支援体制の強化」、 <u>避難行動要支援者</u> 支援班の設置及び支援要員の確保）	用語の変更
27	3. 避難住民の誘導 (1) 栗東市長による避難住民の誘導 栗東市長は、避難実施要領で定めるところにより、栗東市の職員を指揮し並びに広域消防等との協力のもと、避難住民を誘導する。その際、避難実施要領の内容に沿って、自治会、町内会、学校、事業所等を単位として誘導を行う。ただし、緊急の場合には、この限りではない。	60	3. 避難住民の誘導 (1) 栗東市長による避難住民の誘導 栗東市長は、避難実施要領で定めるところにより、栗東市の職員及び <u>消防団員</u> を指揮し並びに広域消防等との協力のもと、避難住民を誘導する。その際、避難実施要領の内容に沿って、自治会、町内会、学校、事業所等を単位として誘導を行う。ただし、緊急の場合には、この限りではない。	担当課意見
28	(2) 消防の活動 広域消防は、消火活動及び救助・救急活動の状況を勘案しつつ、市長の定める避難実施要領に基づき、要所に消防車両等を配置し、車載の拡声器を活用する等効果的な誘導を実施するとともに、自力歩行困難な <u>災害時要援護者</u> の人員輸送車両等による運送を行う等保有する装備を有効活用	60	(2) 消防の活動 広域消防は、消火活動及び救助・救急活動の状況を勘案しつつ、市長の定める避難実施要領に基づき、要所に消防車両等を配置し、車載の拡声器を活用する等効果的な誘導を実施するとともに、自力歩行困難な <u>避難行動要支援者</u> の人員輸送車両等による運送を行う等保有する装備を有効活用した避	用語の変更

栗東市国民保護計画修正案
新旧対照表

番号	改定前	頁	改定後	修正の理由
	<p>用した避難住民の誘導を行う。</p> <p>消防団は、消防長又は消防署長の所轄の下、消火活動及び救助・救急活動を行いつつ、自主防災組織、自治会等と連携した避難住民の誘導を行うとともに、<u>災害時要援護者</u>に関する情報の確認や要避難地域内残留者の確認等を担当する等地域とのつながりを活かした活動を行う。</p>		<p>難住民の誘導を行う。</p> <p>消防団は、消防長又は消防署長の所轄の下、消火活動及び救助・救急活動を行いつつ、自主防災組織、自治会等と連携した避難住民の誘導を行うとともに、<u>避難行動要支援者</u>に関する情報の確認や要避難地域内残留者の確認等を担当する等地域とのつながりを活かした活動を行う。</p>	
29	<p>(6) 高齢者、障害者等への配慮</p> <p>栗東市長は、高齢者、<u>障害者</u>等の避難を万全に行うため、栗東市対策本部に専門の組織を設けるとともに、社会福祉協議会、民生委員、介護保険制度関係者、障害者団体等、及び自治会、自主防災組織等と協力して、<u>災害時要援護者</u>への連絡、運送手段の確保を的確に行うものとする。この際、自治会等と社会福祉協議会・民生委員との協議を実施し、双方の役割を十分検討した上で、避難支援プランを事前に策定しておく、当該プランを活用することにより、迅速かつ的確に対応を行う。</p>	61	<p>(6) 高齢者、<u>障がい者</u>等への配慮</p> <p>栗東市長は、高齢者、<u>障がい者</u>等の避難を万全に行うため、栗東市対策本部に専門の組織を設けるとともに、社会福祉協議会、民生委員、介護保険制度関係者、<u>障がい者</u>団体等、及び自治会、自主防災組織等と協力して、<u>避難行動要支援者</u>への連絡、運送手段の確保を的確に行うものとする。この際、自治会等と社会福祉協議会・民生委員との協議を実施し、双方の役割を十分検討した上で、避難支援プランを事前に策定しておく、当該プランを活用することにより、迅速かつ的確に対応を行う。</p>	用語の変更
30	(新設)	63	<p><u>(14) 大規模集客施設等における当該施設滞在者等の避難</u></p> <p><u>栗東市長は、大規模集客施設や旅客輸送関連施設についても、施設管理者等と連携し、施設の特性に応じ、当該施設等に滞在する者等についても、避難等の国民保護措置が円滑に実施できるよう必要な対策をとるものとする。</u></p>	県計画の変更
31	<p>第5章 救援</p> <p>3. 救援の内容</p> <p>(1) 救援の基準等</p> <p>栗東市長は、事務の委任を受けた場合は、「武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律による救援の程度及び方法の基準」(平成16年厚生労働省告示第343号。以下「救援の程度及び基準」という。) 及び滋賀県</p>	67	<p>第5章 救援</p> <p>3. 救援の内容</p> <p>(1) 救援の基準等</p> <p>栗東市長は、事務の委任を受けた場合は、「武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律による救援の程度及び方法の基準」(平成25年内閣府告示第229号。以下「救援の程度及び基準」という。) 及び滋賀県国民保護計</p>	所管の変更

栗東市国民保護計画修正案
新旧対照表

番号	改定前	頁	改定後	修正の理由
	国民保護計画の内容に基づき救援の措置を行う。 栗東市長は、「救援の程度及び基準」によっては救援の適切な実施が困難であると判断する場合には、知事に対して、 <u>厚生労働大臣</u> に特別な基準の設定についての意見を申し出るよう要請する。		画の内容に基づき救援の措置を行う。 栗東市長は、「救援の程度及び基準」によっては救援の適切な実施が困難であると判断する場合には、知事に対して、 <u>内閣総理大臣</u> に特別な基準の設定についての意見を申し出るよう要請する。	
32	(2) 救援における県との連携 ① 核攻撃等の場合の医療活動 ア 医療関係者からなる救護班による <u>緊急被ばく医療</u> 活動の実施 イ 内閣総理大臣により <u>緊急被ばく医療派遣チーム</u> が派遣された場合、その指導のもと、トリアージや汚染・被ばくの程度に応じた医療の実施	67	(2) 救援における県との連携 ① 核攻撃等の場合の医療活動 ア 医療関係者からなる救護班による <u>原子力災害医療</u> 活動の実施 イ 内閣総理大臣により <u>原子力災害医療派遣チーム</u> が派遣された場合、その指導のもと、トリアージや汚染・被ばくの程度に応じた医療の実施	用語の変更
33	第9章 保健衛生の確保その他の措置 2. 廃棄物の処理 (2) 廃棄物処理対策 ① 栗東市は、地域防災計画の定めに準じて「震災廃棄物対策指針」(平成10年厚生労働省生活衛生局作成)等を参考としつつ、廃棄物処理体制を整備する。	86	第9章 保健衛生の確保その他の措置 2. 廃棄物の処理 (2) 廃棄物処理対策 ① 栗東市は、地域防災計画の定めに準じて「災害廃棄物対策指針」(平成30年環境省環境再生・資源循環局災害廃棄物対策室作成)等を参考としつつ、廃棄物処理体制を整備する。	出典の変更
34	1. 関係機関の連絡先 (本編 p9) <表省略>	資料編 1~13	1. 関係機関の連絡先 (本編 p9) <表省略>	関係機関組織名称等時点修正
35	2. 栗東市の地理的、社会的特徴(本編 p10~11) <表省略>	資料編 14~19	2. 栗東市の地理的、社会的特徴(本編 p10~11) <表省略>	データの経年化修正
36	3. 栗東市の各部課室における平素の業務(本編 p19) <表省略>	資料編 20~21	3. 栗東市の各部課室における平素の業務(本編 p19) <表省略>	市組織の変更
37	4. 栗東市対策本部組織表及び各班の任務分担表(本編 p21、47)	資料編 22~26	4. 栗東市対策本部組織表及び各班の任務分担表(本編 p21、47)	市組織の変更

栗東市国民保護計画修正案
新旧対照表

番号	改定前	頁	改定後	修正の理由
	<表省略>		<表省略>	
38	5. 関係機関との協定一覧(本編 p25) <表省略>	資料編 27~29	5. 関係機関との協定一覧(本編 p25) <表省略>	データの経年化修正
39	6. 警報を伝達すべき関係機関等(本編 p28、54)	資料編 30	6. 警報を伝達すべき関係機関等(本編 p28、55)	参照頁の変更
40	7. 安否情報収集様式、安否情報報告書、安否情報照会・回答様式(本編 p29、70、71)	資料編 30	7. 安否情報収集様式、安否情報報告書、安否情報照会・回答様式(本編 p29、71、72)	参照頁の変更
41	10. 生活関連等施設の種類及び所管省庁、所管県担当部局(本編 p36) <表省略>	資料編 38	10. 生活関連等施設の種類及び所管省庁、所管県担当部局(本編 p36) <表省略>	組織名の変更
42	13. 関係する報道機関(本編 p47) <表省略>	資料編 40	13. 関係する報道機関(本編 p47) <表省略>	組織名や住所・電話番号等の時点修正
43	○滋賀県国民保護協議会条例 第7条 協議会の庶務は、滋賀県県民文化生活部において処理する。	資料編 49	○滋賀県国民保護協議会条例 第7条 協議会の庶務は、滋賀県知事公室において処理する。	組織名の変更
44	—	資料編 50	付 則(平成20年条例第8号抄) (施行期日) 1 この条例は、平成20年4月1日から施行する。 付 則(平成28年条例第26号) この条例は、平成28年4月1日から施行する。 付 則(平成31年条例第9号)抄 (施行期日) 1 この条例は、平成31年4月1日から施行する。	条例の変更
45	○滋賀県国民保護対策本部および滋賀県緊急対処事態対策本部条例 第3条の3 本部長は、法第28条第7項の規定に基づき防衛庁長官が～	資料編 51	○滋賀県国民保護対策本部および滋賀県緊急対処事態対策本部条例 第3条の3 本部長は、法第28条第7項の規定に基づき防衛大臣が～	組織名の変更

栗東市国民保護計画修正案
新旧対照表

番号	改定前	頁	改定後	修正の理由
	～ 同 第6条 対策本部の事務を処理するため、滋賀県県民文化生活部に事務局を置く。		同 第6条 対策本部の事務を処理するため、滋賀県知事公室に事務局を置く。	
46	—	資料編 52	付 則(平成 19 年条例第 10 号) この条例は、公布の日から施行する。 付 則(平成 20 年条例第 8 号抄) (施行期日) 1 この条例は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。 付 則(平成 28 年条例第 26 号) この条例は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。 付 則(平成 31 年条例第 9 号)抄 (施行期日) 1 この条例は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。	条例の変更
47	【参考】武力攻撃事態等対処法に基づく指定公共機関等 武力攻撃事態等における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律施行令(以下「令」という。)による指定(最終改正(平成 19 年 1 月 4 日)現在)。 <表省略>	資料編 53	【参考】武力攻撃事態等対処法に基づく指定公共機関等 武力攻撃事態等及び存立危機事態における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律施行令(以下「令」という。)による指定(最終改正(平成 31 年 4 月 1 日)現在)。 <表省略>	施行令の変更